

一 極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫

其 他

宣誓供述書

供述者

飯 村

謹

自分體我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次

ノ如ク供述致シマス

Def Doc#1⁴⁴⁵

右表

一、滿洲國境内に設けられたといふ設堡陣地に付て申上ます。

私が襄に一九四六年八月十七日に作りました供述書の末段にも在りまする通り私の關東軍參謀長に在任したのはノモンハン事件の直後であり、我方は此の事件で多大の損害を蒙り兵力が損耗して居るため、滿洲國の防禦上相當不安を感じて居りました。梅津司令官は國境の紛争を防止するたとと防禦施設殊に設堡陣地の新築及び増強に依り此の問題に對處する方針を探られました。それ故にこの設堡陣地の増築は總ての防禦的性質を帶びるものであつて、決して攻擊的性質を帶びるものではありません。我が堡設陣地の縱深は必ずしも浅いとも言へませんがソ蘇のものと比較すれば縱深が浅いと見られるかも知れませぬしかそれは日本軍隊の戰術思想に基くものでありますし日本軍は一旦防禦陣地を作れば、之を死守し寸土と雖も敵に委することはしないと言ふのがその方針でありました。

二、次に飛行基地及び飛行場の増設について申上げます。

自分が關東軍參謀であつた一九三九年九月以後一九四〇年十月迄の間に於ては飛行基地及び飛行場は未だ多數建設されて居なかつたが之を

増設する方針は其の當時より在りました。當年我國の在滿空軍は非常に劣勢であつたから、敵襲による損耗を少くするため多數の飛行基地に之を分散して同時に損害を受くることを防止し又飛行機の隨時移動に依り敵の攻撃をして空撃に終らしめ以て損害を防止する必要があつたのであります。即ち飛行場及び飛行基地を増設したのは消極的の戦力保存手段に外なりません。

三、更に在滿松花江上艦艇について申上げます。江上艦艇はソ重の方では大型砲艦を有しその隻数も非常に優勢であつた。一日滿側より水上の鬪争を挑むやうなことは到底不可能で、先方より松花江を遡及して攻撃し来るを防ぐため、佳木斯北方に設堡陣地を設けて防衛しやうとして居る状態で僅か許りの江上舟艇を以て黒龍江上に攻撃作戦するなどは過望でありました。

昭和二十二年（一九四七年）四月廿六日於

東京都

供述者

坂村

櫻

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日於

立會人

清瀬一郎

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

(捺署印名)

飯
村

穂